

各位

2016年10月18日
エンデバー・ユナイテッド株式会社

株式会社パレモへの公開買付けの成立及び同社株式の取得に関するお知らせ

弊社が管理・運営するファンド、エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合（以下、「EUP3」）は、平成28年9月5日より、株式会社パレモ（以下、「パレモ」）の普通株式に対して公開買付け（以下、「本公開買付け」）を実施しておりました。平成28年8月31日にパレモの親会社であったユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（旧ユニー・グループホールディングス株式会社。以下、「ユニー・ファミリーマートホールディングス」）との間で締結した本公開買付けに応募する旨の合意に基づき、本公開買付けは成立し、本日、EUP3はパレモ株式（発行済株式総数の約62.18%）を取得いたしましたので、お知らせいたします。

パレモは、昭和56年2月に創業、約35年に渡り若年層向けのレディス・アパレル及び雑貨事業の小売販売を行ってきました。その間、リーマンショックに端を発する不況などにより、アパレル業界全体が長らく消費低迷にあえぐ中、パレモも一時期、厳しい業況にありました。しかし、長年培ってきた店舗運営ノウハウやMD改革・コスト削減などにより、昨年度には営業黒字を計上するまでに業績が改善してきております。

弊社は、今後、パレモが独立企業として安定した経営基盤を構築することができるようにサポートさせて頂くとともに、役職員の皆様と新たな成長戦略を描き実行してまいります。

<株式会社パレモの概要>

会社名	株式会社パレモ
代表者	代表取締役 吉田 馨
所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
売上高	273億円（2016年2月期実績）

以上

【添付資料】

平成28年10月18日付「株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 28 年 10 月 18 日

各 位

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合
業務執行組合員 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社
代表取締役 三村 智彦

株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 8 月 31 日付「株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」で公表のとおり、株式会社パレモ（東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）上場、証券コード：2778、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 28 年 9 月 5 日より本公開買付けを実施していましたが、下記の通り、本公開買付けが平成 28 年 10 月 17 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合
業務執行組合員 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社
(東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号)

(2) 対象者の名称

株式会社パレモ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付け予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,600,000 (株)	7,493,442 (株)	7,600,000 (株)

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,493,442株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（7,600,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を

含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。

(注2) 買付予定数の下限(7,493,442株)は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社(以下「ユニー・ファミリーマートHD」)が所有する対象者株式数と同数です。

(注3) 買付予定数の上限(7,600,000株)は、以下の理由から設定したものです。

公開買付者は、応募された株券等の全部を買い付ける義務が課される株券等所有割合が3分の2以上の株式取得を予定していません。他方で、本公開買付価格100円は、本公開買付けにかかる公開買付届出書の提出日の前営業日である平成28年9月2日の対象者株式の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における終値(242円)に対して58.68%のディスカウントを行った価格です。そのため、ユニー・ファミリーマートHDを除く株主からの応募想定していないものの、応募自体は制限していないため、ユニー・ファミリーマートHDを除く株主から仮に一定数応募があった場合であっても、その応募数が106,558株以下にとどまれば、ユニー・ファミリーマートHDがその所有する対象者株式の全部(7,493,442株)を売却することができるように設定した買付予定数になります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成28年9月5日(月曜日)から平成28年10月17日(月曜日)まで(28営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成28年10月19日(水曜日)まで(30営業日)となりますが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金100円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(7,600,000株)が買付予定数の下限(7,493,442株)に達し、かつ、買付予定数の上限(7,600,000株)を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(平成28年9月21日及び9月30日付公開買付届出書の訂正届出書による訂正を含む。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令（第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 28 年 10 月 18 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,493,442 (株)	7,493,442 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	7,493,442 (株)	7,493,442 (株)
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	74,934個	(買付け等後における株券等所有割合62.22%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	119,191個	

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 28 年 10 月 3 日に提出した第 32 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 8 月 20 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者株式の全てを公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 28 年 10 月 3 日に提出した第 32 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 8 月 20 日現在の発行済株式総数 (12,051,384 株) から対象者が所有する自己株式数 (7,600 株) を控除した 12,043,784 株に係る議決権の数 (120,437 個) を分母として計算しております。

(注 2) 「買付等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

② 決済の開始日

平成 28 年 10 月 24 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る平成 28 年 8 月 31 日に公表した「株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合

（東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以上